

種別	規則・手順	管轄	安全委員会	担当	管理・業務部 職員・企画担当
----	-------	----	-------	----	----------------

医療事故調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において発生した重大医療事故の調査・事実の把握を行い、その結果を科学的に分析することで、原因を探索し、対策を立てることによって、医療安全の推進及び医療の質向上を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 センター長は、レベル4 a以上の医療事故が発生した場合、必要に応じ、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第15条の規定に基づき、医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 センター長は、委員会設置の可否を、指定委員として事務局長及び職員・企画担当課長を加えた医療安全管理推進部会に諮問することができる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

一 重大医療事故

埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱別表第1に定めるレベル4a以上の医療事故が発生しセンター長が調査の必要性を認めた事故

二 調査

第1条の目的達成のために必要な現場検証、事情聴取など

三 安全管理

埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第4条第5号に同じ

四 外部委員

センター職員（非常勤職員、臨時職員や委託職員等センター業務に携わる職員を含む）以外の委員

(独立性の保障)

第4条 委員会は、センターのいかなる部門、委員会又は役職などから独立し、その影響を受けない。

2 センター長は、委員会の調査に協力しなければならない。

(業務内容)

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するために、以下のことを行う。

- 一 当該医療事故の調査
- 二 調査報告書（以下「報告書」という。）の作成及びセンター長への提出
- 三 センター長への調査結果の報告
- 四 調査結果から特に必要と考えられることについての意見

（報告書）

第6条 報告書は、委員長の特異な指定がない限り、様式第1とする。

（組織及び構成）

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 安全対策・医療事故分析の有識者である外部委員
- 二 当該医療事故の専門医である外部委員
- 三 法律家である外部委員
- 四 上記一～三以外で当該医療事故の調査に必要と考えられる外部委員
- 五 医療安全管理推進部会長（医療局長。以下「部会長」という。）
- 六 医療安全管理推進室長
- 七 医療安全管理者
- 八 医療安全管理推進室看護部委員
- 九 安全委員会事務局委員
- 十 その他、委員長が指定した者

2 外部委員は、センター長が指名し、委員に委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。なお、委員長は本条第1項第1号に規定する安全対策・医療事故分析の有識者である外部委員、副委員長は同項第5号に規定する部会長とする。

4 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 委員の任期は、第5条の業務が終了し、患者家族に報告書を提出した日までとする。ただし、支援センターの調査が入る場合はその報告書が完了する日までとする。

（委員会の招集）

第8条 委員長は、委員会を招集する。

（委員会の開催）

第9条 委員長は、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数かつ外部委員の2/3以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、第7条に規定する者以外の者の出席を求め、当該医療事故に関する情報、意見等を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 委員会の委員として知り得た事項に関しては、他に漏らしてはならない。

(外部委員への報酬)

第12条 委嘱した外部委員に対しては、報酬を支払うものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全委員会事務局（管理・業務部職員・企画担当）において処理する。

(要綱の改廃)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たり必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。この要綱の施行に伴い、埼玉県総合リハビリテーションセンター事故調査委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年11月1日から施行する。

(※) は説明。報告書作成時には入れない。

様式第1 医療事故調査報告書

表紙

整理番号

医療事故調査報告書

〇〇による□□

報告年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故調査委員会

表紙裏

本報告書の調査は、本件医療事故に関し、医療法第6条の十及び埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故調査委員会設置要綱に従い、埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故調査委員会により、医療事故等の防止に寄与することを目的として行われたものであり、本事案の責任を問うために行われたものではない。

埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故調査委員会
委員長 所属 役職 氏名〇〇 〇〇

第1頁

《参考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて
本報告書の本文中「7 原因分析と要因」に用いる分析結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

内表紙

埼玉県総合リハビリテーションセンター

〇〇による□□

本文

医療事故調査報告書

事故種類 〇〇による□□

発生日時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ

発生場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター □棟△階〇〇

診療科 〇〇科

(議決日) ○○年○○月○○日

埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故調査委員会 議決

◎委員長

所属 役職名 ○○ ○○

◎副委員長

所属 役職名 ○○ ○○

◎委員

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

◎役割（※委員以外であれば。顧問、アドバイザーなど）

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

目次

- 1 事故及び調査の概要
- 2 医療事故調査委員会開催日
- 3 患者情報
- 4 関係者情報
- 5 推定される事故の経過
 - 5.1
 - 5.2
 - ・
 - ・
 - ・
- 6 10 連絡先

- 1 事故及び調査の概要（※事故の概要、調査の計画、分析手法、実施経過）
明確な事実のみ記載
- 2 医療事故調査委員会開催日
医療事故調査委員会は下記のとおり開催し、その後、検討を重ねて本報告書を作成した。

第1回	日時	内容
第2回	日時	内容
第3回	日時	内容
- 3 患者情報（※年齢、性別、疾患名、現病歴、既往歴、治療目的と経過、職業、など）
- 4 関係者情報（※年齢、性別、職種、当日の勤務状況、経験年数、部署配属年数、取得している 専門分野など、認定・修了、役職、など）
- 5 推定される事故の経過（※事故前から事故後までを時系列で表記）
- 6 認定した事実
 - 6.1 治療法の情報（※ガイドライン、標準治療など）
 - 6.2 電子カルテのシステム・運用上の情報（※型番、運用年、運用方法など）
 - 6.3 薬剤の情報（※使用した薬剤、管理方法*など。）

- 6.4 医療機器の情報（※使用した医療機器、型番、管理方法*など）
- 6.5 情報伝達における情報（※手段、チーム連携、伝達可能性など）
- 6.6 その他の情報
 - 6.6.1 職種の責任及び任務
 - 6.6.2 職位の責任及び任務
 - 6.6.3 組織管理体制（※指揮・命令系統、定数*、人員配置・勤務体制など）
 - 6.6.4 安全管理体制（※指揮・命令系統、組織としての支援状況、インシデントの報告状況、実行されている対策など）
 - 6.6.5 訓練・教育・研修の状況（※頻度、支援体制など）
 - 6.6.6 マニュアル・規則（※改訂、認知度、遵守度など）
 - 6.6.7 略号の認識の状況
 - 6.6.8 特殊な用語の認識の状況
 - 6.6.9 気象（※当日の気温、湿度、天気）
 - 6.6.10 過去に発生した同様事例（※院外を含む）
 - 6.6.11 その他
- （*：本来決められている事とセンターでの状況をわかるように併記）
- 7 原因分析と要因（※問題があると考えられる行動について評価し、要因分析の結果を表記する。本文中の表現は、第一項の表現を使用する。）
 - 7.1 ○○に対する要因
 - 7.2 ◇◇に対する要因
 - 7.3 △△に対する要因
- 8 考えられる対策
 - 8.1 院内での対策
 - 8.2 県の組織上の対策
 - 8.3 地域・地方単位での対策
 - 8.4 国家単位での対策（※メーカーなどへの提言を含む）（※8.2～8.4 は必要であるならば、必ず明記する。）
- 9 対策実施の予定・計画（※実施している項目があれば、その状況）
- 10 今後の被害者への対応
- 11 意見（※あるいは提言）
- 12 資料（※現場写真、消耗品などの写真、検査データ、分析資料、委員会設置要綱、など）
- 13 連絡先
 - 埼玉県総合リハビリテーションセンター
 - 所在地：埼玉県上尾市西貝塚 1 4 8 - 1
 - 電話番号：0 4 8 - 7 8 1 - 2 2 2 2
 - F A X 番号：
 - 管理者氏名：センター長 ○○ ○○
 - 患者窓口担当者：役職 ○○ ○○
 - 電話番号
 - e-mail
 - 報告書連絡担当者：役職 ○○ ○○
 - 電話番号
 - e-mail

◆資料として残すが、報告書に含まない◆

聞き取り情報（※内容、聞き取り日時、仮名、聞き取り者名）